

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

2024年 5月 22日

札幌市長様

提出者

住 所 札幌市東区北33条東1丁目3番1号

氏 名 社会医療法人禎心会 札幌禎心会病院

院長 徳田 祐久

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 011-712-1131

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	社会医療法人禎心会 札幌禎心会病院
事業場の所在地	札幌市東区北33条東1丁目3番1号
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	医療業[0831]
② 事業の規模	病床 271床
③ 従業員数	758名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>【感染性廃棄物】</p> <p>① 収集運搬業者へ委託</p> <p>② 中間処理業者へ委託 (中間処理方法: 焼却処理)</p> <p>③ 最終処分業者へ委託 (最終処分方法: 管理型埋立)</p> <p>【廃油】</p> <p>① 収集運搬業者へ委託</p> <p>② 中間処理業者へ委託 (中間処理方法: 焼却処理)</p> <p>③ 最終処分業者へ委託 (最終処分方法: セメント原料として再資源化)</p>

(日本工業規格 A列4番) 5.22



特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙参照

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】		
① 現状	・ 感染性廃棄物と一般廃棄物の分別の徹底を図る。 （専用容器配置箇所に分別種別等を掲示）	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油
		排 出 量	288.366 t	0.171 t
(これまでに実施した取組)				
② 計画	・ 感染性廃棄物と一般廃棄物の更なる分別の徹底を図る。	【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油
(今後実施する予定の取組)				

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 【種類】 ○感染性廃棄物 (血液・体液等が付着したもの、注射器などの鋭利な器具) 【分別に関する取り組み】 ○感染性廃棄物専用容器への表示（バイオハザードマーク） ○専用容器配置箇所に分別種別等を掲示 ○院内インフェクションコントロールチームによる廃棄物分別 状況の定期検査を実施（週1回）
② 計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別の徹底を強化する。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（ 年度）実績】	
特別管理産業廃棄物の種類	
自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t
(これまでに実施した取組)	
① 現状	
【目標】	
特別管理産業廃棄物の種類	
自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t
(今後実施する予定の取組)	
② 計画	

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（ 年度）実績】	
特別管理産業廃棄物の種類	
自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t
自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t
(これまでに実施した取組)	
① 現状	
【目標】	
特別管理産業廃棄物の種類	
自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t
自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t
(今後実施する予定の取組)	
② 計画	

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（ 年度）実績】	
特別管理産業廃棄物の種類	
自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	t
(これまでに実施した取組)	
① 現状	
【目標】	
特別管理産業廃棄物の種類	
自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	t
(今後実施する予定の取組)	
② 計画	

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（ 令和 5 年度）実績】	
特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物
全 处 理 委 託 量	288.366 t
優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t
再生利用業者への 処 理 委 託 量	t
認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t
(これまでに実施した取組)	
・必要な許可を受けている産業廃棄物処理業者に委託している。	
① 現状	

(第5面)

		【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油
		全処理委託量	288,000 t	0.15 t
		優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
		再生利用業者への 処理委託量	t	t
		認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
② 計画		(今後実施する予定の取組)		
		<ul style="list-style-type: none"> ・必要な許可を受けている産業廃棄物処理業者に委託する。 		
		【前年度(5年度)実績】		
		特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	288,537 t	
電子情報処理組織の使用に関する事項		(今後実施する予定の取組等) 特別産業廃棄物については全て電子マニュフェストで処理を行っている。		
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模がわかるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

【別紙】

感染性医療廃棄物の管理・処理計画

感染性廃棄物の管理

1. 管理責任者の配置

- ・ 院内管理防止責任者 徳田 穎久（院長）
- ・ 管理責任者 総務課 担当者
- ・ 発生部署責任者 科長・課長・係長
- ・ 院内収集管理者 清掃業務委託マネージャー

2. 管理に係わる基本事項

- ・ 処理計画書
- ・ 管理規定（感染性廃棄物の適正処理について）

3. 施設内に於ける感染性廃棄物の処理

- ・ 感染性廃棄物の処理
血液等が付着した物（血液・注射器・針・ガーゼ・カテーテル等）、鋭利な物
- ・ 収集及び梱包
内容物が飛散、流失しない容器（ポリ容器）
感染性廃棄物は混合一括
- ・ 容器の表示
バイオハザードマーク
- ・ 保管
極力短期間とする
※他の廃棄物と区別収集する
※表示（バイオハザードマーク）を行うと共に、取扱い注意事項を記載する

4. 緊急時の連絡体制

- ・ 医療関係管理者 徳田 穎久
- ・ 廃棄物管理責任者 総務課 担当者
- ・ 院内清掃管理者 清掃業務委託先マネージャー

5. 感染性廃棄物の発生状況

- ・ 発生部署及び発生量
※病棟・SCU・手術室・中央材料室・救急部・外来・放射線室・血管撮影室1・2
化学療法室・検体検査室・検体処理室・病理検査室・内視鏡室・調剤室・
リハビリテーション室
(血液・注射器・針・ガーゼ・カテーテル等 約24t／月)